

厚生食基発 0315 第 3 号
厚生食監発 0315 第 1 号
令和 6 年 3 月 15 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

3, 6-ジメチル-5, 6, 7, 7a-テトラヒドロ-2(4*H*)-ベンゾフラノンの
取扱いについて

3, 6-ジメチル-5, 6, 7, 7a-テトラヒドロ-2(4*H*)-ベンゾフラノンについては、
令和 4 年 12 月 27 日付け薬生食基発 1227 第 1 号・薬生食監発 1227 第 1 号「類
又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて」
（以下「令和 4 年通知」という。）において、ラクトン類に該当する物質とし
て掲載されているところです。

この度、遺伝毒性試験に関する文献報告等について国立医薬品食品衛生研究
所に所属する安全性生物試験の専門家に意見を求めたところ、本物質は変異原
性物質である可能性が否定できないとの意見でした。本物質の安全性を検討す
る上ではフォローアップの遺伝毒性試験が必要ですが、欧米においてはデータ
不足によりリストから削除されていることに鑑み、令和 6 年 12 月 31 日をもっ
て、令和 4 年通知の別紙から削除することとしましたので、下記の事項に留意
の上、貴管下関係者に対する周知方よろしく申し上げます。

記

令和7年1月1日以降、添加物としての3,6-ジメチル-5,6,7,7a-テトラヒドロ-2(4*H*)-ベンゾフラノン並びにこれを含む製剤及び食品は、販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用、貯蔵若しくは陳列を行わないよう指導されたいこと。ただし、食品中に含まれる3,6-ジメチル-5,6,7,7a-テトラヒドロ-2(4*H*)-ベンゾフラノンが元来当該物質を含有する食品に由来する場合及び令和6年12月31日までに製造、輸入等された食品の販売にあつては、この限りではない。